

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充
同	中 山 大 輔

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 6 年 1 月 18 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「中学校給食の当日注文の売れ残りを職員が試食した際」に支払う試食代金（以下「試食代金」といいます。）の管理に関し、教育委員会事務局が試食代金を支払った者に対して発行する領収書の名義が「中学校給食 試食注文者」であり、「誰が支払ったのか」が不明であるとし、「このような領収書では偽造できてしまい、（略）金銭が横領されていてもわかりません」と述べています。また、教育委員会事務局が発行する試食代金の納入通知書兼領収書より、試食代金として「支払われた金銭は 1 ヶ月分をまとめて指定金融機関に納入しており」、「適切に処理されていても集めた金銭は指定金融機関に納入するまでの間、現金で保有していることになり、紛失の危険もあります」と述べています。

このことから、請求人は、教育委員会事務局が現金で領収した試食代金を市の財産と捉え、その管理について主張しているものと解されます。

しかしながら、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「財産の管理」についての「財産」とは、法第 237 条第 1 項の「財産」と同義と解され、現金は普通地方公共団体の所有に属するものであっても、財産の範囲から除外されています。また、金沢地方裁判所昭和 43 年 5 月 17 日判決において、住民監査請求の対象となる「「財産の管理」の「財産」には、現金が含まれない」と判示されています。

したがって、請求人の主張する試食代金の管理は住民監査請求の対象となる「財産の管理」には該当しません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。